

資料 4 6 災害救助法の救助の内容

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当り 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当り平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当り2,385,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均 1戸当り 29.7㎡、 2,385,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当り 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 全流	夏	17,300	22,000	32,700	39,100	49,600	7,200
			冬	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
冬	9,000		11,900	16,900	20,000	25,300	3,300		

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医師の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦によるばあいは、慣行料金も100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理ができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り 510,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の事情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人(12才以上) 193,000円以内 小人(12才未満) 154,400円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り 3,300 円以内  (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000 円以内  (検案) 救護班以外は 慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当り 137,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救護用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日当り 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 土木技術、建築技術者 17,200 円以内 大工、左官、トビ職 20,700 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料47 局地、激甚災害指定基準

47-1 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法2章3条～4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 &gt; 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 &gt; 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込み総額 &gt; 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の5</p>
<p>激甚法5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5</p>
<p>激甚法5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>	<p>(B基準) 事業費査定見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 &gt; 10億円</p>
<p>激甚法6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例)</p>	<p>次の1及び2の要件に該当する災害。ただし当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5 であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>激甚法8条(天災融資法の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に配慮 (A基準) 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県内の該当被害に係る特別災害農業者数 &gt; 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 （B基準） 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。 (1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1
激甚法12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）  同13条（中小企業近代化資金助成法による災害関係特例）  同15条（中小企業近代化に対する資金の融通に関する特例）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.2 （B基準） 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法16条（公立社会教育施設）、同17条（私立学校施設） 同19条（市町村施行の伝染病予防事業）	激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除く。
激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 被災地全域滅失住宅戸数 4,000戸 （B基準） 次の1、2のいずれかに該当する災害 (1) 被災地全域滅失住宅戸数 2,000戸かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で200戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 (2) 被災地全域滅失住宅戸数 1,200戸かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で400戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の2割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法2章又は5条の措置が適用される激甚災害。
上記以外の措置	災害発生のおと被害の実情に応じ個別に考慮

4 7 - 2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大い災害について、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法3条1項1号および3号~14号の事業)の査定事業費の額 &gt; 当該市町村の当該年度の標準税収入 × 100分の50に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害                      ただし、その当該市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項および4項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法5条1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額 &gt; 当該市町村の当該年度の農業所得推定額 × 100分の10に該当する市町村(当該経費の額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害                      ただし、その当該市町村ごとの当該経費の額の合計額が、おおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置</p>
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) &gt; 当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の1.5                      かつ、当該災害に係る要復旧見込面積 &gt; 当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る。) × 100分の25の市町村が1以上ある災害。                      ただし、当該林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 10,000分の5の場合を除く。</p>	
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額 &gt; 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額 × 100分の10に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害                      ただし、その当該市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条および15条の措置</p>

## 資料 4 8 被害状況等報告

災害による被害報告は、「災害報告取扱要領」（平成 8 年 4 月消防災第 5 9 号）並びに「火災・災害即報要領」（昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日付消防防災第 2 6 7 号の定めるところにより報告する。

### 1. 災害報告取扱要領に基づくもの

以下、災害報告の概略を記すもので、詳細は「災害報告取扱要領」に基づき報告するものとする。

#### (1) 報告すべき災害

災害救助法の適用に合致するもの

都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの

災害が当初は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### (2) 報告の種類、期日等

報告の種類、提出期限、様式および提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数	備考
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部	
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部	掲載省略
災害年報	4月30日	第3号様式	1部	"

#### (3) 被害状況等報告基準（記入要領）

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したものの、又は死体を確認することができないか死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いもあるもの
	負傷者 重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ)の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。

	(半焼)	具体的には損壊部分はその住家の延床面積20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部分の被害がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。	
	一部損壊	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。	
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
	非住家の被害	非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の運行が不能となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事をする程度の被害をいう。	
	港湾	「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	
	船舶被害	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったものと及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	



電 話	「電話」とは、通話不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。	
電 気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。	
水 道	「水道」とは、上水道又は、簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。	
ガ ス	「ガス」とは、一般ガス事業又は、簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。	
ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は、石塀の箇所数をいう。	
り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り 災 者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。	
火災発生	火災発生件数については、地震または火山噴火の場合のみ報告するものであること。	
被害金額	公立 文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業 施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
	その他の 公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
		災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	公共施設 被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	
その他	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

第1号様式 災害確定報告

都道府県			区分			被害			
災害名			月 日 時確定			田	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
報告者名			月 日 時確定			畑	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
区分			被害			文教施設	箇所		
区 分			被 害				病院	箇所	
人的被害	死者		人				道路	箇所	
	行方不明者		人				橋りょう	箇所	
	負傷者	重傷	人				河川	箇所	
		軽傷	人				港湾	箇所	
住家被害	全壊		棟				砂防	箇所	
			世帯				清掃施設	箇所	
			人				崖くずれ	箇所	
	半壊		棟				鉄道不通	箇所	
			世帯				被害船舶	隻	
			人				水道	戸	
	一部破損		棟				電話	回線	
			世帯				電気	戸	
			人				ガス	戸	
	床上浸水		棟				ブロック塀等	箇所	
			世帯						
			人						
床下浸水		棟	り 災 世 帯 数			世帯			
		世帯	り 災 者 数			人			
		人							
非住家	公共建物		棟				火災発生	建物	件
	その他		棟					危険物	件
								その他	件

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称						
公 立 文 教 施 設	千 円			設 置	月	日	時			
農 林 水 産 業 施 設	千 円			解 散	月	日	時			
公 共 土 木 施 設	千 円		災 害 置 対 市 町 村 本 部 名							
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円									
小 計	千 円									
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体						計	団 体		
そ の 他	農 業 被 害	千 円					災 害 適 用 市 町 村 助 村 法 名			
	林 業 被 害	千 円								
	畜 産 被 害	千 円								
	水 産 被 害	千 円								
	商 工 被 害	千 円								
そ の 他	千 円		計	団 体						
被 害 総 額	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人						
			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人						
備 考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 概 況 消 防 機 関 の 活 動 状 況 そ の 他 ( 避 難 の 勧 告 ・ 指 示 の 状 況 )									

## 2. 火災・災害等即報要領に基づくもの

以下、火災・災害等の報告について記すもので詳細は、「火災・災害即報要領」に基づき報告するものとする。

### (1) 即報の区分、対象及び様式

火災・災害等即報の区分、対象及び様式は次のとおりとする。

火災等即報 . . . . . 第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特定防災区域内の事故、危険物に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故とする。

救急・救助事故即報 . . . . . 第3号様式

救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略すること。

災害即報 . . . . . 第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、火災等即報、救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りでない。

また、消防機関等への即報が殺到した場合については、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

注：第4号様式（その2）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況を報告する場合の当初の段階で被害の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合には、本様式を用いること。

### (2) 災害即報基準

災害即報については、次の基準に該当するものについて報告すること。

災害救助法の適用基準に合致するもの

都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

災害による被害が当初は軽微であっても、今後 ~ の用件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4位上を記録したもの

その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

爆発を除く。

火災種別	1.建物 2.林野 3.車両 4.船舶 5.航空機 6.その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	
焼損程度	焼損棟数 全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1.石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2.危険物に係る事故 3.原子力災害 4.その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村	
		報告者名	

事故種別	1.火災 2.爆発 3.漏えい 4.その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第1種、第1種、第2種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他( )		物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人( 人)		
		重症	人( 人)		
		中等症	人( 人)		
		軽症	人( 人)		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台 人		
		消防団	台 人		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

第3号様式  
(救急・救助事故)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村	
報告者名	

発 生 場 所			
発 生 日 時 ( 覚 知 日 時 )		覚知方法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人( 人)
		重症	人( 人)
		中等症	人( 人)
		軽 症	人( 人)
	計 人		
	不明		
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 護 者 数 ( 見 込 )		救助人員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

第4号様式(その1)  
(被害状況即報)

都道府県			区分			被害				
災害名 報告番号	災害名		田	流失・埋没	ha	畑	流失・埋没	ha		
	第 報			冠 水	ha		冠 水	ha		
報告者名		( 月 日 時現在 )								
区 分			被 害			そ				
人的被害	死者	人				文教施設			箇所	
	行方不明者	人				病院			箇所	
	負傷者	重傷	人				道路			箇所
		軽傷	人				橋りょう			箇所
住家被害	全 壊		棟				河 川			箇所
			世帯				港 湾			箇所
			人				砂 防			箇所
	半 壊		棟				清掃施設			箇所
			世帯				崖くずれ			箇所
			人				鉄道不通			箇所
	一部破損		棟				被害船舶			隻
			世帯				水 道			戸
			人				電 話			回線
	床上浸水		棟				電 気			戸
			世帯				ガ ス			戸
			人				ブロック塀等			箇所
床下浸水		棟	り 災 世 帯 数			世帯				
		世帯	り 災 者 数			人				
		人				火災発生				
非住家	公共建物	棟				建 物			件	
	その他	棟				危 険 物			件	
						そ の 他			件	



区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県		
公 立 文 教 施 設	千 円				市 町 村		
農 林 水 産 業 施 設	千 円						
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団 体		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名			
そ の 他	農 業 被 害	千 円			計 団 体		
	林 業 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 種 類 概 況 応 急 対 策 の 状 況 ・ 消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況 ・ 避 難 の 勧 告・指 示 の 状 況 ・ 避 難 所 の 設 置 状 況 ・ 他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況 ・ 自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況						

被害額は省略することができるものとする。

第4号様式 (その2)

[災害概況即報]

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	傷者死	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)			

別紙2〔略〕

資料49 災害復旧に伴う国の財政援助等

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業はおおむね次のとおりである。

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 （河川、道路、下水道等）	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 （以下「激甚法」という。） 第3条1項
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	同上
都市災害復旧事業 （街路、公園等）	予算補助	-
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国 庫負担法	激甚法第3条1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	同上
社会福祉施設災害復旧事業 生活保護施設 児童福祉施設 養護老人ホーム・特別 養護老人ホーム 身体障害者更正援護施設 精神薄弱者援護施設 婦人保護施設	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法  身体障害者福祉法 精神薄弱者福祉法 売春防止法	同上
伝染病予防施設災害復旧事業 及び伝染病予防事業	伝染病予防法	同上
堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外	予算補助	同上
湛水排除事業	-	同上
農地等災害復旧事業 農地、農業用施設、林道 の災害復旧事業及び農業 用施設、林道の災害関連 事業	農林水産業施設災害復旧事 業費国庫補助の暫定措置に 関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災 害復旧事業	同上	同 第6条
天災による被害農林漁業者 等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者 等に対する資金の融通に関 する暫定措置法	同 第8条

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間等の特例	中小企業近代化資金等助成法	同 第13条
事業共同組合等施設災害復旧事業	-	同 第14条
中小企業者に対する資金の融通（商工組合中央金庫融資）	-	同 第15条
公立社会教育施設災害復旧事業	-	同 第16条
私立学校施設災害復旧事業	-	同 第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	同 第20条
水防資材費の補助	-	同 第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法	同 第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	-	同 第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業	-	同 第24条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	同 第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設等災害復旧事業 し尿処理施設、ごみ処理施設等	同上	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上

資料 5 0 防災関連整備実績

実績

内容	施工年度	施設場所	備考
耐震性貯水槽	昭和55年	清高小学校	容量 40m <sup>3</sup>
	"	取石小学校	40m <sup>3</sup>
	56	高石中学校	100m <sup>3</sup>
	"	東羽衣公民館	40m <sup>3</sup>
	61	鴨公園	100m <sup>3</sup>
	62	高南中学校	100m <sup>3</sup>
	63	花田公園	100m <sup>3</sup>
	"	取石中学校	100m <sup>3</sup>
	"	羽衣保育所	40m <sup>3</sup>
	"	羽衣駅東花時計下	40m <sup>3</sup>
	平成 6	市立図書館駐車場内	40m <sup>3</sup>
	7	加茂 2 丁目25 (加茂中央公園北向い)	40m <sup>3</sup>
	"	取石公園	40m <sup>3</sup>
	8	西取石 5 丁目14	40m <sup>3</sup>
1 1	東コミュニティセンター	40m <sup>3</sup>	
防災緑地	昭和54年	高師浜運動施設、高石市民会館植樹	
	55	高師浜運動施設植樹	
	56	"	
	62	鴨公園植樹	
	平成元	市民会館	
	2	取石公園	
	5	新公園	
	6	鴨公園周辺	
	1 2	芦田川ふるさと広場	
1 3	芦田川ふるさと広場		
防災道路	平成 3	ジョギング広場横中央通り・高砂 1 号線	
	4	高砂 1 号線 (植栽工事)	
	7	" (道路改良工事)	
	8	" ( " )	
	9	" ( " )	
	1 0	" ( " )	
	1 1	市道大園筋・高砂 2・3 号線	
	1 2	高砂 2 号線 (歩道補修工事)	
	1 3	西取石701,703,705~708号線(舗装補修工事)	
	1 4	高砂 2 ~ 6、8、9 号線 (舗装補修工事)	

